

議案第二百二十二号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により本議会の議決を求める。

昭和四十五年九月二十四日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年九月二十四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び食卓料の七種とし、その額は、別表第二のとおりとする。」を「食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当の十三種とし、内国旅行の旅費の額は、別表第二、外国旅行の旅費の額は、国家公務員の例による。」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 内国旅行の旅費

一 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	鉄道賃		船賃	航空賃	車賃 (一キロメ につき)	日当 (一日に つき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
	県内	県外					県内	県外	
町長 普通旅客									
助役 普通旅客									
収入 普通旅客									
役 普通旅客									
運賃									
特別車両									
料金									
特別船室									
料金									
運賃									
現に支払									
つた旅客									
運賃									
一一円									
八五〇円									
三五〇〇円									
四二〇〇円									
八五〇円									

二 移 転 料

区分	町長	助役	収入	役
鉄道五十キ ロメートル 未満	四二五〇〇円			
鉄道五十キ ロメートル 以上百キ ロメートル 未満	四九一〇〇円			
鉄道百キ ロメートル 以上三百 キロメー トル未満	六〇二〇〇円			
鉄道三百キ ロメートル 以上五百 キロメー トル未満	六六二〇〇円			
鉄道五百キ ロメートル 以上千キ ロメートル 未満	九五九〇〇円			
鉄道千キ ロメートル 以上千五 百キロー メートル 未満	一一〇一〇〇円			
鉄道千五百 キロメー トル以上 二千キ ロメー トル 未満	一四四五〇〇円			
鉄道二千キ ロメートル 以上	一八一五〇〇円			

附 則

2 1 この条例は、昭和四十五年十月一日から施行する。
 は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のもの、給与及び旅費に関する条例の規定
 は、この条例の施行の日以後に発せられる旅行から適用し、同日前に発せられた旅行について
 は、なお、従前の例による。